

北陸3県（新潟・富山・石川）市町村における 中間前払金制度の導入が大幅に拡大！ （導入率75%達成 要請前の3倍に）

地域の産業や雇用、防災や除雪などを支える建設業者の資金繰りを支援するため、地元の中小建設業者が受注者となることが多い市町村発注工事の自治体に対して、北陸地方整備局建政部では、中間前払金制度の導入を平成21年8月から直接訪問して要請を行ってきました。

要請を開始する前には、16団体【導入率25%】が導入しているに過ぎなかったが、要請を開始したところ、平成23年10月1日までに32団体^{※1}が新たに導入し、48団体【導入率75%（3倍）】と大幅に拡大されました。

※1 新潟県内11団体、富山県内8団体及び石川県内13団体

このうち市について見ると、北陸3県の40市のうち37市において導入されました。（導入率約93%）

特に石川県内の自治体では、平成21年度末時点において、2市^{※2}しか導入していなかったところ、平成22年度中に1市2町^{※3}、平成23年度に入り、4月に小松市、かほく市、白山市及び内灘町、5月に七尾市、宝達志水町及び穴水町、7月に加賀市、10月に中能登町及び志賀町の5市5町が導入されたことにより、19市町のうち15市町において利用可能となりました（導入率約80%）。

※2 平成20年4月から能美市、平成21年1月から輪島市

※3 平成22年4月から金沢市、野々市町、同年11月から津幡町

なお、平成23年10月1日現在の導入状況は、別添のとおりです。

北陸地方整備局建政部では、引き続き、北陸3県の未導入の16市町村に対し、建設業者の経営改善を一環として、要請を継続していきます。

同時発表記者クラブ
（新潟県）新潟県政記者クラブ
 新潟県政記者クラブ
 その他・専門紙
（富山県）富山県政記者クラブ
 その他・専門紙
（石川県）石川県政記者クラブ
 その他・専門紙

<本件に関する問い合わせ先>

北陸地方整備局建政部 Tel.025-370-6571
建設業適正契約推進官 本間（内線6119）
計画・建設産業課 課長補佐 山田（内線6142）

市町村における中間前払金制度の導入の促進について

建設部では、地域の産業や雇用、防災や除雪などを支える建設業の資金繰りを支援するため、管内市町村(64市町村)に対し、中間前払金制度の導入の要請を行っています。平成23年10月1日現在の導入状況は、次のとおりです。

県別	地域別	導入の有無	市町村名	平成20年度以前 導入済市町村	平成21年度 導入済市町村	平成22年度 導入済市町村	平成23年度 導入済市町村	備考
新潟県【30市町村】 ・19市/20市導入 ・市の導入率 95% ・2町/6町導入 ・4村は導入なし ・導入率 70%	下越 (12)	○	新潟市	H20.12.25				
		○	新発田市		H21.5.1			
		○	村上市	H20.7.1				
		○	燕市		H21.4.1			
		○	五泉市				H23.4.1	
		○	阿賀野市	H20.6.1				
		○	胎内市	H20.11.4				
		○	聖籠町				H23.5.1	
			弥彦村					
			阿賀町					
			関川村					
			粟島浦村					
	中越 (14)	○	長岡市			H22.4.1		
		○	三条市		H21.7.1			
		○	柏崎市			H22.12.1		
		○	小千谷市			H22.12.1		
			加茂市					
		○	十日町市			H22.10.1		
		○	見附市			H22.12.1		
		○	魚沼市				H23.4.1	
		○	南魚沼市			H22.4.1		
		田上町						
		出雲崎町						
○		湯沢町			H22.10.1			
上越 (3)	○	糸魚川市			H22.4.1			
	○	妙高市		H21.4.1				
	○	上越市	H15.8.1					
佐渡(1)	○	佐渡市		H21.6.1				
		21	計 30団体	5団体	5団体	8団体	3団体	導入済 21団体
富山県【15市町村】 ・10市/10市導入 ・市の導入率 100% ・2町/4町導入 ・1村は未導入 ・導入率 80%	東部 (9)	○	富山市		H21.4.1			
		○	魚津市		H21.4.1			
		○	滑川市			H22.4.1		
		○	黒部市			H22.4.1		
			舟橋村					
			上市町					
		○	立山町		H21.6.1			
		○	入善町			H22.7.1		
			朝日町					
	西部 (6)	○	高岡市		H21.4.1			
		○	氷見市			H22.4.1		
		○	砺波市			H22.4.1		
		○	小矢部市			H22.4.1		
		○	南砺市			H22.4.1		
		○	射水市			H22.4.1		
		12	計 15団体	0団体	4団体	8団体	0団体	導入済 12団体
石川県【19市町】 ・8市/10市導入 ・市の導入率 80% ・7町/9町導入 ・導入率 約79%	加賀 (10)	○	金沢市			H22.4.1		
		○	小松市				H23.4.1	
		○	加賀市				H23.7.1	
		○	かほく市				H23.4.1	
		○	白山市				H23.4.1	
		○	能美市	H20.4.1				
			川北町					
		○	野々市町			H22.4.1		
		○	津幡町			H22.11.1		
		○	内灘町				H23.4.1	
	能登 (9)	○	七尾市				H23.5.1	
		○	輪島市	H21.1.1				
			珠洲市					
			羽咋市					
		○	志賀町				H23.10.1	
		○	宝達志水町				H23.5.10	
		○	中能登町				H23.10.1	
		○	穴水町				H23.5.17	
			能登町					
		15	計 19団体	2団体	0団体	3団体	10団体	導入済 15団体
北陸3県(48市町/64市町村) 導入率 75%		48	計 64団体	7団体	9団体	19団体	13団体	導入済 48団体
北陸3県の市(37市/40市) 導入率 約93%				要請前 16団体 導入率 25%	要請後 35団体 導入率 約55%	要請後 48団体 導入率 75%		

中間前払金制度の導入

平成23年10月1日現在

- 中間前払金制度は、建設業者の資金繰りの改善を通じて、地域の産業や雇用、防災や除雪などを支えます。
- 地元の中小建設業者が受注者となることが多い、市町村発注の工事における普及が求められています。
- 利用実績も増加しており、建設業者の資金繰りの改善に大きく寄与しています。

<地方公共団体に対する緊急要請>

- ◆ 平成20年9月12日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請

8月29日の「安心実現のための緊急総合対策」を受けて、地域の建設業に対する緊急の対策として、建設業者が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があるため、「**前払金及び中間前払金の適切な運用**」等の所要の措置を要請。

- ◆ 平成21年4月3日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要があるため、「**前払金及び中間前払金の適切な運用**」等の所要の措置を要請。

21年8月から北陸地方整備局が北陸3県の市町村に対して、直接導入要請を開始。

<導入した自治体>

平成20年度以前	・上越市(H15.8)
平成20年度 (6自治体)	・阿賀野市、村上市、胎内市、新潟市 ・能美市、輪島市
平成21年度 (9自治体)	・燕市、妙高市、新発田市、佐渡市、三条市 ・富山市、高岡市、魚津市、立山町
平成22年度 (19自治体)	・長岡市、南魚沼市、糸魚川市、十日町市、湯沢町、 柏崎市、小千谷市、見附市 ・滑川市、黒部市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、 射水市、入善町 ・金沢市、野々市町、津幡町
平成23年度 (13自治体) H23.10.1現在	・五泉市、魚沼市、聖籠町 ・小松市、かほく市、白山市、内灘町、七尾市、宝達志水町 穴水町、加賀市、中能登町、志賀町

※市町村導入率 75%(48市町/64市町村)

- ・新潟県 70%(21/30市町村)、市の導入率 95%(19/20市)
- ・富山県 80%(12/15市町村)、市の導入率100%(10/10市)
- ・石川県約79%(15/19市町)、市の導入率 80%(8/10市)

<北陸3県自治体の中間前払金保証実績>

(単位:百万円)

年度	件数	請負金額	保証金額
20年度	99	6,116	1,207
21年度	221	12,680	2,517
22年度	397	18,263	3,602

※出典 東日本建設業保証(株)新潟支店

中間前払金制度

●中間前払金制度とは

公共工事の発注者が、請負者に対し、当初の前払金(請負額の4割)に加え、工期半ばで請負金額の**2割**を追加して支払う(=「中間前払金」)ものです。必ず、保証会社による保証が付されますので、発注者には貸し倒れのリスクはありません。

中間前払金の請求にあたっては、次の条件にすべて該当することが必要です。

- ① 当初の**前払金**が支出されていること。
- ② 工期の**2分の1**を経過していること。
- ③ 工程表により**工期の2分の1**を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④ 工事の**進捗出来高**が請負金額の**2分の1**以上に達していること。

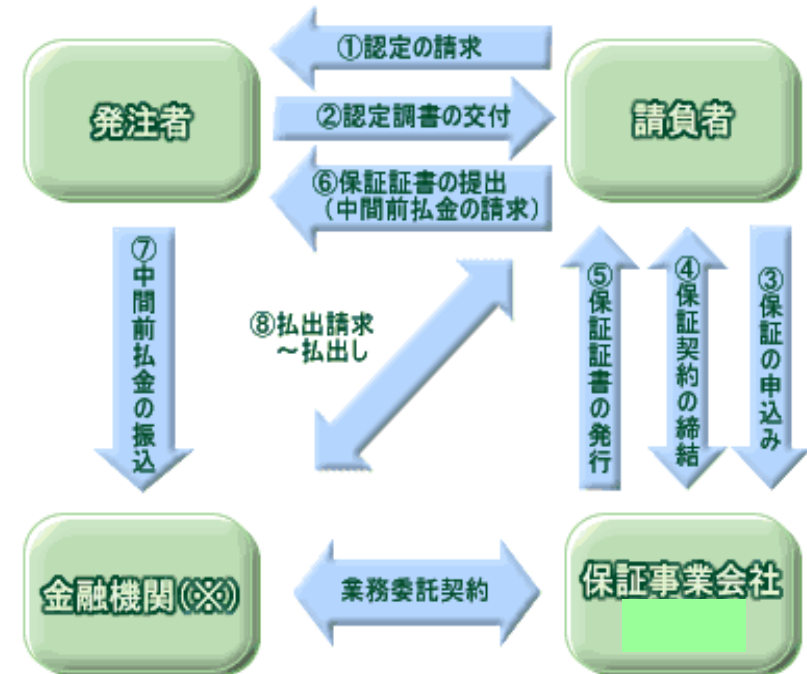
●発注者のメリット

- ① 部分払の際の工事出来高検査の**事務手続きが軽減**される。
- ② 施工に必要な資金を、適切な時期に支出することにより、**的確な工事の完成が期待**できる。

●請負者のメリット

- ① 部分払であれば必要な**工事出来高検査(現場検査)**が不要となり、工事の一時中断がない。また、提出書類も簡便である。
- ② 中間前払金を利用することにより、**資金繰りが改善**される。
- ③ 保証料は、前払金の保証料に比べて、**極めて安く**設定されている。

●中間前払金保証の流れ



(※)保証会社と業務委託契約を締結した金融機関の中から請負者が選択します。

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、次の書類を提出することになります。(流れ図の①です)

- ① **中間前払金認定請求書**
- ② **工事履行報告書**
- ③ **添付書類**(工事の進捗状況を示した**工程表**、**工事写真(着手前、現況)**など、必要に応じて、発注者が定めるもの。